

湖西市監査委員公告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により実施した令和 5 年度財務監査（前期監査）の結果に対し、市長及び病院管理者より措置を講じたとの通知があったため、同条第 14 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 29 日

湖西市監査委員 土 屋 隆 裕
湖西市監査委員 楠 浩 幸

令和5年度財務監査結果に基づく対応措置

令和5年8月15日付湖監第22号により改善するよう求められたものについて、下記のとおり対応しましたので報告します。

【担当部署】 下水道課、資産経営課、文化観光課、スポーツ・生涯学習課

指摘事項	指摘事項に対する対応
<p>①地方自治法施行令第167条の2第1項による特命随意契約としていたが、特命理由が判然としない契約があった。透明性の確保と説明責任を果たせる適正な契約事務の執行をされたい。</p> <p>②地方自治法施行令第167条の2第1項により随意契約としていたが、理由が判然としない契約があった。透明性の確保と説明責任を果たせる適正な契約事務の執行をされたい。</p>	<p>①② 湖西市契約規則並びに湖西市随意契約ガイドラインを遵守し、委託契約等が地方自治法施行令第167条の2第1項の各号いずれかに該当するかを慎重に見極め、契約を遂行するとともに、透明性の確保と説明責任を果たせる適正な事務執行に努める。</p>

湖病管第 123 号

令和 5 年 9 月 20 日

湖西市監査委員 土屋 隆裕 様

湖西市監査委員 楠 浩幸 様

湖西市病院事業管理者 杉浦良樹



令和 5 年度財務監査（前期監査）結果に基づく措置について

令和 5 年 8 月 15 日付け湖監第 22 号で提出があった令和 5 年度財務監査の結果を参考として、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じましたので、通知します。

記

令和 5 年度

【担当部署】市立湖西病院

指摘事項	指摘事項に対する対応
契約における支払期間が「請求書を受領した月の翌々月末までに支払うものとする。」となっている契約があった。「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第 6 条」により契約における支払期限は、「支払請求を受けた日から工事代金は 40 日（その他は 30 日）以内としなければならない」となっているため、適正な事務処理をされたい。	○公営企業会計の契約については、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」が準用されることを再度周知し、すべての契約について、法律の遵守徹底を図り、適正な事務執行に努める。

以上